

議第15号議案

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の
臨時特例に関する条例の制定

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例
に関する条例を次のように定める。

平成24年3月23日提出

横浜市会議員

足立ひでき

有村俊彦

伊藤大貴

磯部圭太

大岩真善和

大桑正貴

木下義裕

串田久子

篠原豪

豊田有希

平野和之

藤崎浩太郎

望月高德

横山勇太郎

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の 臨時特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、横浜市の厳しい財政状況及び市内震災対策に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、市会議員の議員報酬の額及び期末手当の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の給料の額、地域手当の額及び期末手当の額並びに一般職の職員（以下「職員」という。）の給与の額を削減するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号。以下「議員報酬条例」という。）等の特例を定めるものとする。

（議員報酬の特例）

第2条 議員報酬条例第2条に規定する市会議員の議員報酬の額は、同条の規定にかかわらず、平成24年5月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に限り、同条に規定する議員報酬の額から、同条に規定する議員報酬の額に100分の14を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（市長等の給料及び地域手当の特例）

第3条 横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号。以下「常勤特別職職員給料条例」という。）第3条に規定する市長等の給料の額は、同条の規定にかかわらず、特例期間に限り、同条に規定する市長等の給料の額から、同条に規定する市長等の給料の額に100分の14を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、第5条第2項第2号の規定は、常勤特別職職員給料条例第2条の規定により市長等に支給される地域手当の額の算出について準用する。この場合において、第5条第2項第2号中「当該職員の支給減額率」とあるのは「100分の14」と読み替えるものとする。

(市会議員及び市長等の期末手当の特例)

第4条 特例期間においては、議員報酬条例第4条及び常勤特別職職員給料条例第8条の規定により市会議員及び市長等に支給される期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額並びに市長等の給料の額及び地域手当の額は、第2条及び前条に規定する額とする。

(職員の給与の特例)

第5条 特例期間においては、横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「給与条例」という。)第4条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職員給料表	1級	100分の4.77
	2級	100分の4.77
	3級	100分の4.77
	4級	100分の4.77
	5級	100分の4.77
	6級	100分の7.77
	7級	100分の9.77
	8級	100分の9.77
消防職員給料表	1級	100分の4.77
	2級	100分の4.77
	3級	100分の4.77
	4級	100分の4.77

	5 級	100 分の 4.77
	6 級	100 分の 7.77
	7 級	100 分の 9.77
高等学校等教育職員給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 4.77
	4 級	100 分の 4.77
	5 級	100 分の 7.77
技能職員等給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 4.77
医療職員給料表	1 級	100 分の 4.77
	2 級	100 分の 4.77
	3 級	100 分の 7.77
	4 級	100 分の 9.77
	5 級	100 分の 9.77

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の管理職手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(5) 給与条例第22条第1項から第5項までの規定による給与 当該職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額

ア 給与条例第22条第1項 前項及び前各号に定める額

イ 給与条例第22条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、100分の80を乗じて得た額

ウ 給与条例第22条第3項 前項及び第2号に定める額に同条第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 給与条例第22条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 給与条例第22条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第13条、第14条、第17条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第19条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額を1月の勤務時間で除した額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(地方公務員災害補償法の適用の特例)

第6条 特例期間においては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第7項の規定に基づき計算される職員の平均給与額は、同項及び同項の総務省令の規定にかかわらず、当該総務省令において職員に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減

じた給与の額を基礎として当該総務省令の規定の例により計算した額とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例)

第7条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年3月横浜市条例第2号)第4条第1項の適用については、同項中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)第5条第1項及び第2項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

(横浜市職員の育児休業等に関する条例の特例)

第8条 特例期間においては、横浜市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月横浜市条例第2号)第10条の規定の適用については、「横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第19条」とあるのは「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)第5条第3項」とする。

(横浜市一般職職員の休暇に関する条例の特例)

第9条 特例期間においては、横浜市一般職職員の休暇に関する条例(平成4年3月横浜市条例第3号)第2条第2項の適用に当たっては、同項中「横浜市一般職職員の給与に関する条例(昭和26年3月横浜市条例第15号)第13条」とあるのは、「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例(平成 年 月横浜市条例第 号)第5条第3項」とする。

(横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)

第10条 特例期間においては、横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する条例（平成17年12月横浜市条例第115号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.77

(2) 任期付職員条例第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上のもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.77

2 特例期間においては、任期付職員条例第4条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から給料月額に横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、第5条第2項第2号、第3号及び第5号並びに同条第3項の規定は、任期付職員条例の適用を受ける職員に対する地域手当、期末手当及び給与条例第22条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給並びに勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第5条第2項第2号中、「当該職員の支給減額率」とあるのは「第10条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「支給減額率」という。）」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは、「第10条第1項及び同条第3項において準用する第2号及び第3号」と、同号イ、エ及びオ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第10条第1項及び同条第3項において準用する第2号及び第3号」と、同号ウ中「前項及び第2号」とあるのは、「第10条第1項及び同条第3項において準用する第2号」

と、読み替えるものとする。

(端数計算)

第 1 1 条 この条例により、市会議員の議員報酬及び期末手当並びに市長等の給料、地域手当及び期末手当並びに職員の給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 4 年 5 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

東日本大震災により本市においても震災対策が喫緊の課題になったのは衆目の一致するところである。本市の厳しい財政状況を鑑みれば、中期計画で定めた市債発行の枠の中で施策の優先順位をつけ、震災対策費を捻出すべきと考える。しかし、平成 2 4 年度予算においては震災対策費 117 億円が計上され、結果として市債発行額は中期計画で定めたものを守れないものとなっている。よって、その財源の一部を捻出するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の臨時特例に関する条例を制定したいので提案する。